

吹田市公告第 48 号

公共施設へのマイボトル用給水機設置業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 5 年 3 月 10 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

公共施設へのマイボトル用給水機設置業務

2 業務内容

公共施設にマイボトル用給水機を設置し、半年に 1 回以上の保守点検、機器に不具合が発生した場合の保守業務を行う。（詳細は仕様書のとおり）

3 履行場所

市内公共施設 31 施設 32 台（詳細は別紙 1 のとおり）

4 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

5 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 本市の入札参加有資格者名簿の登載業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要

領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。

- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

6 入札参加資格確認申請手続等

本入札に参加を希望する者は、所定の日時までに申請書を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出

ア 提出期間

令和5年3月10日（金）から令和5年3月20日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出場所

「20 問合せ先」のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便とすることとし、提出期限までに必着のこと。

エ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ（ホーム＞部課組織一覧＞環境部＞環境政策室＞お知らせ）からダウンロードすること。

(2) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、申請書に記載のある電子メールに通知する。（令和5年3月24日（金）に通知予定）

(3) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書は返却しない。

ウ 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について以下のとおり書面（様式自由）を提出することにより説明を求めることができる。

(1) 提出期限

令和5年3月27日（月）午後5時30分まで

(2) 提出場所

「20 問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便とすることとし、提出期限までに必着のこ
と。

(4) 回答予定日及び回答方法

令和5年3月28日（火）に、電子メールにより、回答予定

8 仕様書等に係る質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和5年3月10日（金）から令和5年3月16日（木）正午まで

(2) 受付方法

電子メールにより受け付ける。メールアドレスは「20 問合せ先」のとおり

(3) 回答予定日及び回答方法

令和5年3月17日（金）に、電子メールにより、回答予定

9 現場説明会

(1) 開催日時

令和5年3月15日（水）午後1時00分

(2) 開催場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 高層棟2階 環境政策室会議室

(3) 参加受付期間

令和5年3月10日（金）から令和5年3月14日（火）正午まで

(4) 参加受付方法

電子メールにより受け付ける。メールアドレスは「20 問合せ先」のとおり

(5) その他

ア 希望者がいない場合は開催しない。

イ 申請書、仕様書、吹田市物品購入契約等入札心得書（一般競争入札）（以下、「入札
心得書」という。）等の申請に係る書類は配付しない。

10 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和5年3月29日（水）午前10時00分

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 高層棟2階 環境政策室会議室

11 入札方法

- (1) 郵便、宅配、電送又は電報による入札は認めない。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下、「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は 2 回までとする。
- (4) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、前記「10 (1)入札日時」までに入札辞退届を提出するものとする。

13 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記「5 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

15 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき。

- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき。
- (3) 入札心得書第 10 条第 12 号に該当する行為があったと認められるとき。
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第 13 条に定める期間内に契約を締結しないとき。

16 入札保証金

吹田市財務規則第 98 条の規定により免除する。

17 契約保証金

- (1) 落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額（契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加えた額）の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
 - エ 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出
- (2) 契約保証金は、契約の履行を確認した後に、還付するものとする。

18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札参加者が 2 者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

20 問合せ先

吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

吹田市役所環境部環境政策室

電話 06-6384-1702

F A X 06-6368-9900

E-MAIL k_genryo@city.suita.osaka.jp